

第6節 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条 第2項の規定による認定・告示

令和6年中の申出は1件であり、処理経過は以下のとおりであった。

(1) 令和6年（認）第1号

地方公営企業名：千葉県企業局

組 合 の 名 称：全水道千葉県水道労働組合、千葉県公営企業労働組合

申 出 年 月 日：令和6年9月12日

申 出 者：千葉県水道事業、工業用水道事業及び造成土地管理事業管理者千葉県企業局長

認 定 年 月 日：令和6年11月25日（第1700回公益委員会議）

県 報 告 示 の 日：令和6年12月13日（千葉県労働委員会告示第1号）

認定した労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲

勤 務 箇 所		労働組合法第2条第1号に規定する者
本 局		1 部長 理事 次長 参事 技監 課長 担当課長 副参事 副技監 副課長 主幹
		2 総務企画課の班長及び副主幹
		3 総務企画課の総務班の主査並びに管理班、人事第一班、人事第二班及び給与班の主査及び上席の副主査
出 先 機 関	県水お客様センター	センター長 次 長
	千葉水道事務所	所 長 次 長 支所長
	船橋水道事務所	所 長 次 長 支所長
	市川水道事務所	所 長 次 長 支所長
	施設整備センター	所 長 次 長
	柏井浄水場	場 長 次 長
	北総浄水場	場 長 次 長
	福増浄水場	場 長 次 長
	ちば野菊の里浄水場	場 長 次 長
	栗山浄水場	場 長 次 長
	誉田給水場	場 長 次 長
	北船橋給水場	場 長 次 長
	松戸給水場	場 長 次 長
	水質センター	所 長 次 長
	千葉工業用水道事務所	所 長 次 長
	葛南工業用水道事務所	所 長 次 長
	君津工業用水道事務所	所 長 次 長